

電気の供給を受ける契約に 関する考え方について（案）

本年度の検討事項等

1. 環境配慮契約の未実施機関等への対応について
2. 複数年等長期契約に関する対応について
3. 小売電気事業者の参入状況等を踏まえた全国一律 / 地域ごとの裾切り基準の設定に関する検討
4. 非化石価値取引市場の創設等を踏まえた再生可能エネルギーの評価に関する検討
5. グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度によるCO₂削減相当量の調整後排出係数への反映に係る検討
6. メニュー別排出係数の取扱に関する検討

1. 環境配慮契約の未実施機関等への 対応について

環境配慮契約の未実施機関等への対応

現状と課題

- 環境配慮契約の未実施機関等【参考1】は、
 - 全体では契約件数・予定使用電力量ともに32.7%（約3分の1）が環境配慮契約を未実施
 - 国の機関の未実施割合は契約件数で16.1%（前年度比+2.7ポイント）、予定使用電力量で7.5%（同+1.1ポイント）
 - 独立行政法人等の未実施割合は契約件数では57.1%（前年度比+1.9ポイント）、予定使用電力量は43.8%（同+8.4ポイント）
 - 国の機関と独立行政法人等の未実施割合を比較すると、独立行政法人等が契約件数で約3.5倍、予定使用電力量で約5.8倍
- 環境配慮契約の未実施理由【参考2】は、
 - 環境配慮契約の未実施理由を回答した931件が対象（不明を除く。複数回答）
 - 「組織再編等への対応による措置」が30.3%、「応札がない・見込めない」が29.4%、「長期継続契約等で安価な契約が可能」が23.0%、「電力供給契約が3者に満たない」が19.9%、「長期継続契約期間中」が8.2%、「裾切り基準が設定できなかった」が7.5%、「安定供給の懸念」が7.1%、以下5%未満の項目が続く

【参考1】電気の供給を受ける契約の締結実績【平成28・27年度】

高圧・特別高圧 (50kW以上)		総数(合計)	環境配慮契約 (裾切り方式)を実施した 件数・予定使用電力量	環境配慮契約 を実施可能であったが未実施の 件数・予定使用電力量	環境配慮契約 の実施が不可能であった件数・ 予定使用電力量	環境配慮契約 の未実施の割合(実施不可能分を除く)
契約件数 (件)	国の機関	2,267	1,762	339	166	16.1%
		2,253	1,745	269	239	13.4%
		+14	+17	+70	73	+2.7
	独立行政法人等	1,531	610	811	110	57.1%
		1,526	526	648	352	55.2%
		+5	+84	+163	242	+1.9
合 計	3,798	2,372	1,150	276	32.7%	
	3,779	2,271	917	591	28.8%	
	+19	+101	+233	315	+3.9	
予定使用 電力量 (百万kWh)	国の機関	2,754	2,375	193	185	7.5%
		2,685	2,353	161	172	6.4%
		+69	+22	+32	+13	+1.1
	独立行政法人等	6,109	3,259	2,543	307	43.8%
		6,871	3,243	1,780	1,848	35.4%
		762	+16	+763	1,541	+8.4
合 計	8,863	5,634	2,736	492	32.7%	
	9,556	5,596	1,941	2,019	25.8%	
	693	+38	+795	1,527	+6.9	

上段：平成28年度

中段：平成27年度

下段：平成28年度と27年度のポイント差(上段 - 中段)

【参考2】環境配慮契約の未実施の理由

未実施理由回答件数：931件（不明を除く）

【複数回答】

環境配慮契約の未実施の理由	件数	割合
組織再編等への対応による措置	282	30.3%
応札がない・見込めない	274	29.4%
長期継続契約等で安価な契約が可能	214	23.0%
電力供給会社が3者に満たない	185	19.9%
長期継続契約期間中	76	8.2%
裾切り基準が設定できなかった	70	7.5%
安定供給の懸念	66	7.1%
次年度又は現在の契約が終了後契約方式の切替又は切替を検討中	24	2.6%
発電施設を保有又は公共発電から受電	12	1.3%
移転に伴う暫定的な措置	11	1.2%
小売電気事業者が事業から撤退したため期の途中からの契約となった	10	1.1%
予定電力使用量が少ない等少額随意契約の範囲内	10	1.1%
新設等により予定使用電力量が提示できない	8	0.9%
裾切り方式の準備不足、手続の遅れ	8	0.9%
技術的理由等により競争を許さない	5	0.5%
契約の自動更新、継続契約、契約期間の定めなし等	4	0.4%
その他	35	3.8%

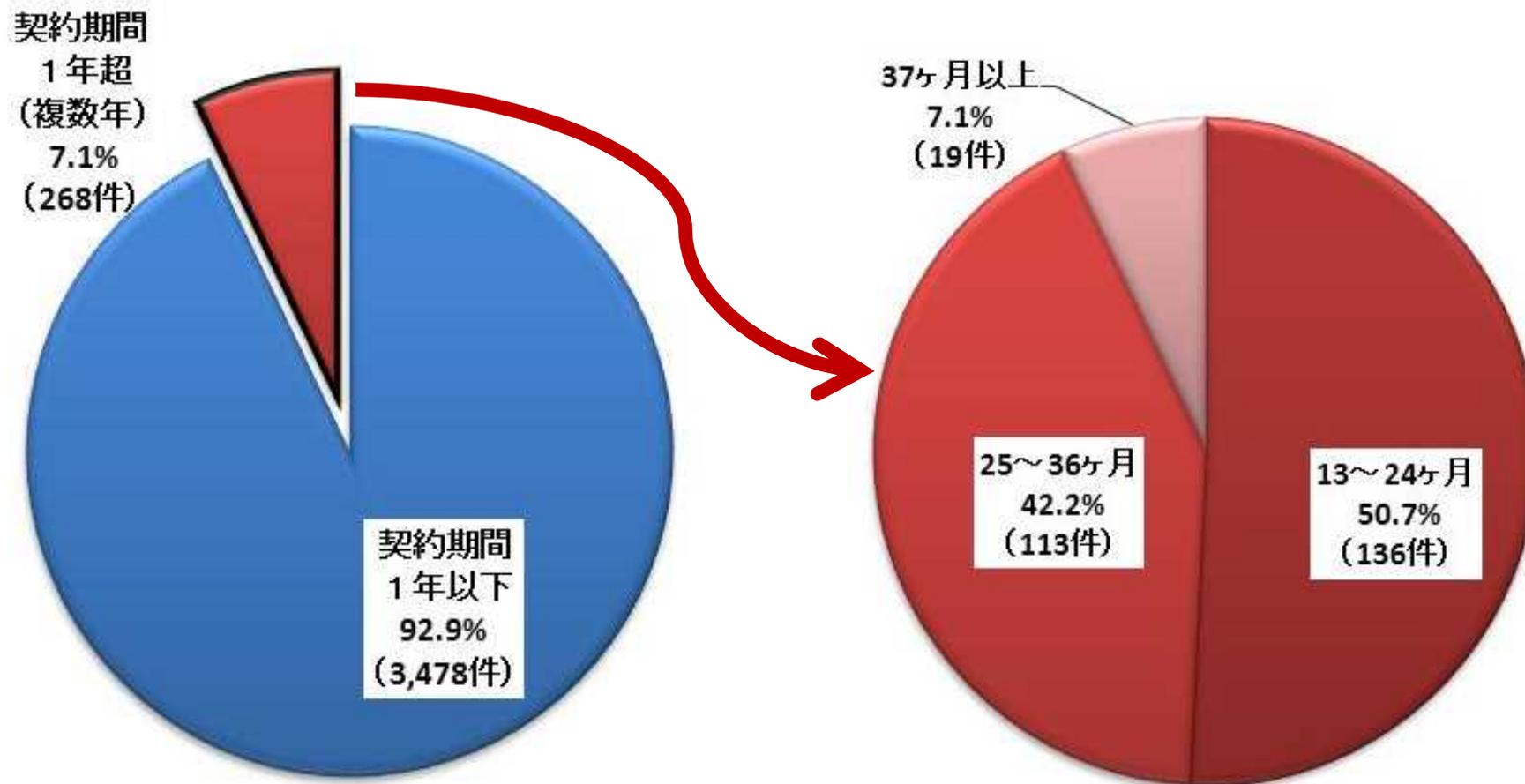
2. 複数年等長期契約に関する対応について

複数年等長期契約への対応

現状と課題

- 電気の供給を受ける契約の契約期間【参考3、参考4】は、
 - 1年以下が全契約の約93%
 - 複数年等長期契約（13ヶ月以上）のうち、2年以下の契約が約半数、3年以下までの契約を加えると約93%
 - 2年以下（13～24ヶ月）の契約の約87%が環境配慮契約を実施
 - 2年を超える契約は、相対的に予定使用電力量の多い機関等が該当し、そのうち約57%が環境配慮契約を実施
- 長期契約の理由【参考5】は、
 - 全体では「安価な契約が可能」が約62%、「契約手続の簡素化」が約42%、「その他」が約16%
 - 2年以下（13～24ヶ月）の契約では「安価な契約が可能」及び「契約手続の簡素化」が約43%、「その他」が約31%で、うち「契約期間の調整」のためとする回答が約7割
 - 2年を超える契約（25～36ヶ月及び37ヶ月以上）では、約7割超が「安価な契約が可能」を挙げ、第一義的には経済的な理由により長期契約を実施

【参考3】 契約期間別契約方式・機関等

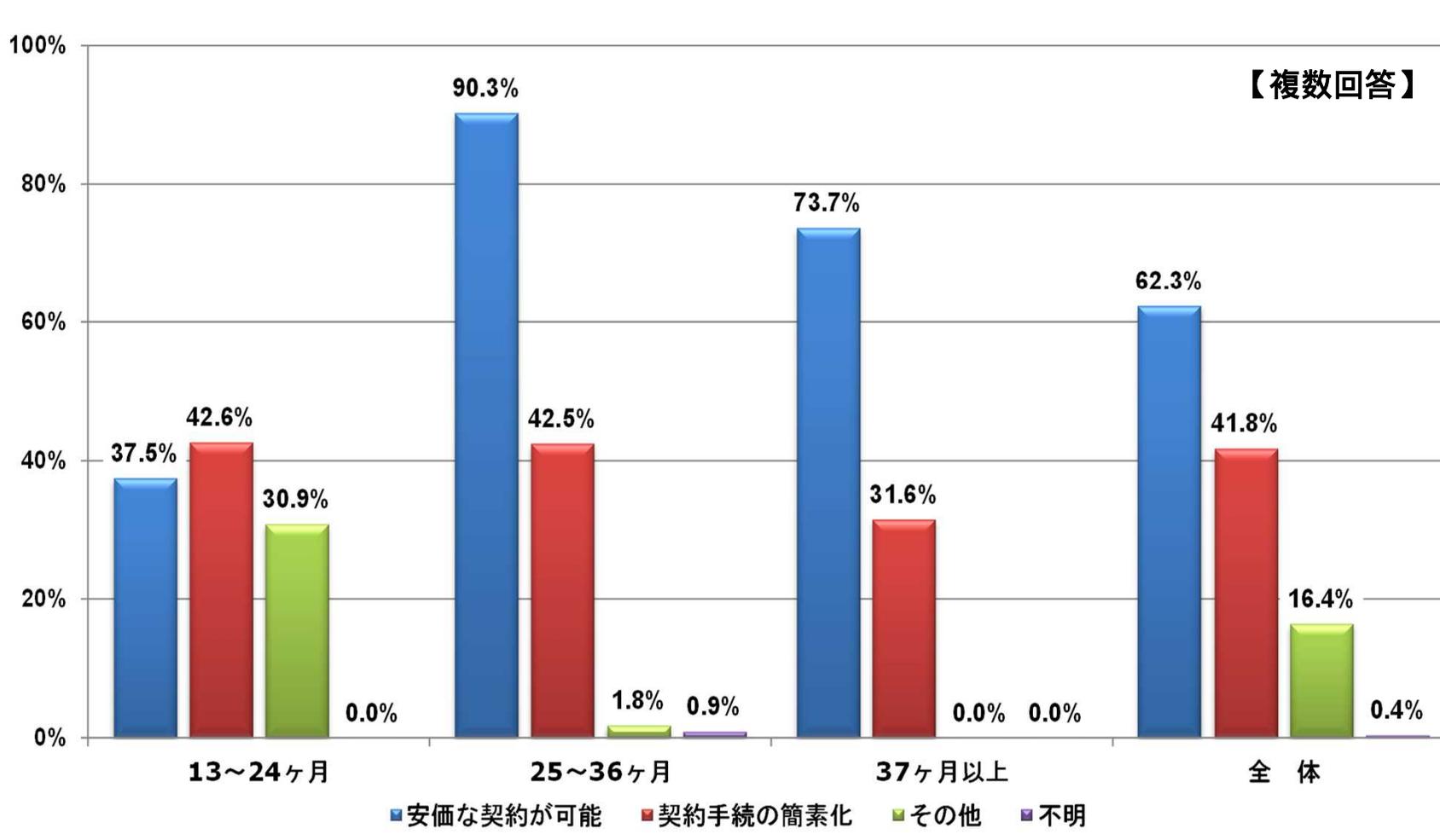


【参考4】 契約期間別環境配慮契約実施状況

高圧・特別高圧		総数(合計)	環境配慮契約を 実施	実施可能であつ たが未実施	実施が不可能	環境配慮契約の 割合(実施不可 能分を除く)
契約件数 (件)	13~24ヶ月以下 (1年超2年以下)	136	115	17	4	87.1%
		100.0%	84.6%	12.5%	2.9%	
	25~36ヶ月以下 (2年超3年以下)	113	72	38	3	65.5%
		100.0%	63.7%	33.6%	2.7%	
	37か月以上 (3年超)	19	1	18	0	5.3%
合 計	268	188	73	7	72.0%	
	100.0%	70.1%	27.2%	2.6%		
予定使用 電力量 (百万kWh)	13~24ヶ月以下 (1年超2年以下)	782	369	358	55	50.7%
		100.0%	47.2%	45.8%	7.0%	
	25~36ヶ月以下 (2年超3年以下)	806	294	499	13	37.0%
		100.0%	36.4%	61.9%	1.6%	
	37か月以上 (3年超)	263	2	262	0	0.7%
合 計	1,851	664	1,119	68	37.2%	
	100.0%	35.9%	60.4%	3.7%		

注：契約期間が「不明」を除く。以下同じ

【参考5】複数年等長期契約（13ヶ月以上）締結理由



今後の対応策

- 電力供給に係る契約については、会計法上で複数年等長期契約が認められていることを前提として対応する必要がある。
- 環境配慮契約の未実施の理由のうち、
 - 「応札がない・見込めない」、「電力供給会社が3者に満たない」、「安定供給の懸念」は、小売電気事業者の参入状況を情報提供することが有効であると考えられる。
 - 「長期継続契約で安価な契約が可能」は、複数の小売電気事業者から見積りや聞き取りを行うよう助言することが有効であると考えられる。
 - 「長期継続契約期間中」、「裾切り基準が設定できなかった」は、環境配慮契約に係るひな形やQ&Aを情報提供することが有効であると考えられる。



現在も環境配慮契約法を実施することができないか、調達者が各々の状況を認識し契約方法を見直すことができるように、未実施の理由を踏まえた情報提供を行っていく。

3. 小売電気事業者の参入状況等を踏 まえた全国一律 / 地域ごとの裾切 り基準の設定に関する考え方

全国一律 / 地域ごとの裾切り基準の設定に関する考え方

当分の間の対応（平成30年度）

- 昨年度の検討においては、裾切り基準の運用について、
 - 小売電気事業者の参入状況は、地域によって大きな差異がみられること
 - 小売電気事業者の託送関連の手続は、一般送配電事業者の供給区域ごととなっていること
 - 小売電気事業者の参入動向が捉えきれないこと
- から、当分の間は、これまでと同様、一般送配電事業者の供給区域ごとに裾切り基準を設定することが適切と判断されたところ。

国及び独立行政法人等の裾切り方式による調達が多い高圧区分は、

- 北陸電力及び四国電力供給区域において参入事業者数が少ない状況にある【参考6】
- 販売電力量の観点からは、北陸電力、中国電力及び四国電力供給区域において新電力の販売電力量が10%に満たず、特に北陸電力供給区域においては1.7%に過ぎない状況にある【参考7】



平成30年度においても、引き続き一般送配電事業者の供給区域ごとに裾切り基準を設定することが適切ではないか

全国一律 / 地域ごとの裾切り基準の設定に関する考え方

全国一律の裾切り基準の設定に向けて

- 昨年度、「二酸化炭素排出係数の低い事業者の参入を促すとともに、安定供給への観点から、参入事業者の比較的多い地域については、可能な限り一定レベル以上で同一の裾切り基準とするなど、具体的な裾切り基準の設定に当たって十分考慮するものとする」とされたことを踏まえ、当分の間は、供給区域ごとに裾切り基準を設定しつつ、可能な限り複数の一般送配電事業者の区域をグループ化できるような裾切り基準を設定することを検討できないか

裾切り基準の設定に当たっては、以下の観点から競争性の確保状況をもとにグループ化することを検討できないか。

入札参加者数が2者以上。【参考8】

最低限入札が成立する入札参加者数として指標とできないか

小売電気事業者の参入数。【参考6】

当該区域の競争性の指標とできないか

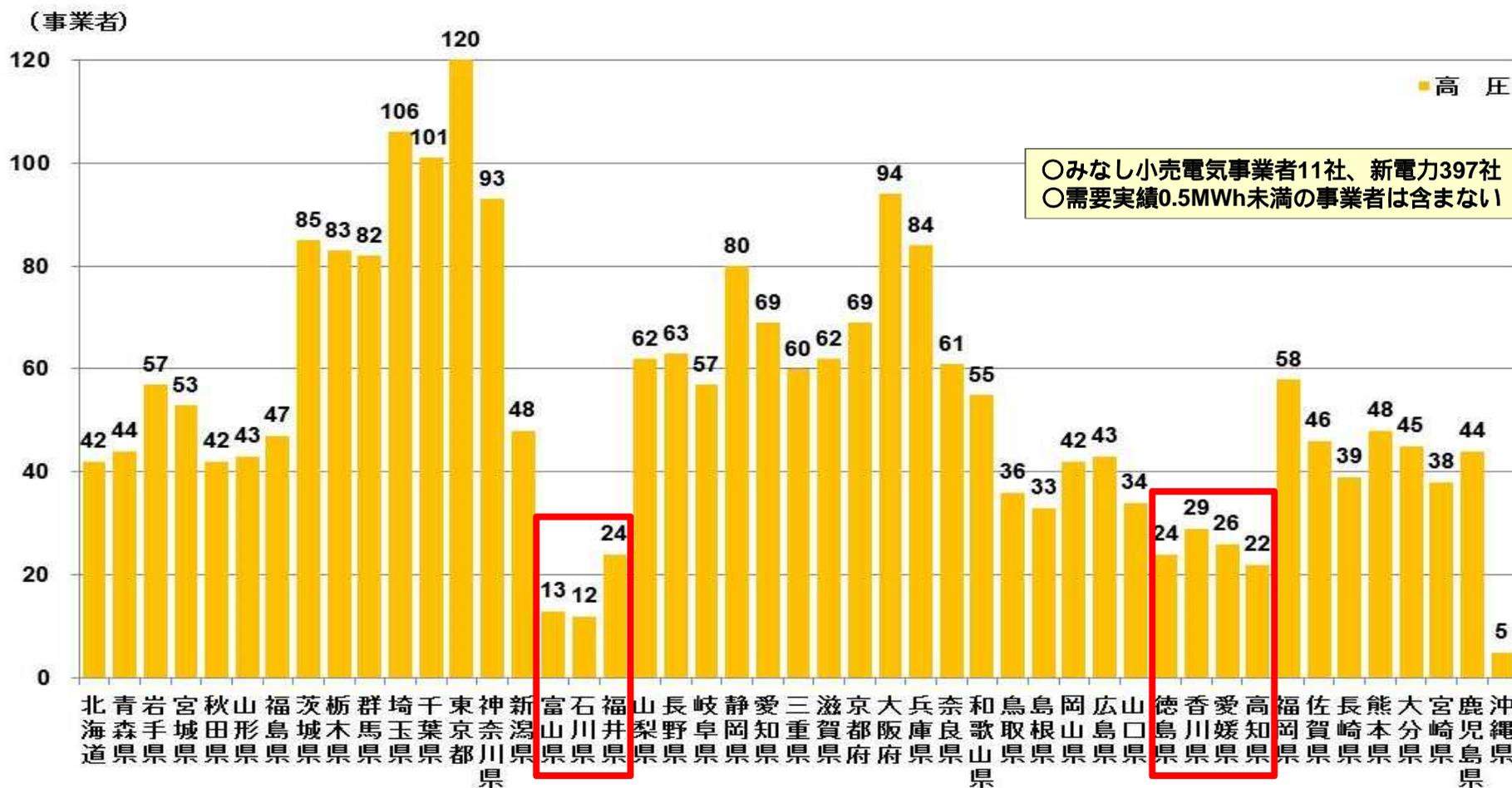
新電力の販売電力量。【参考7】

当該区域の電気の供給力の観点から競争性の指標とできないか

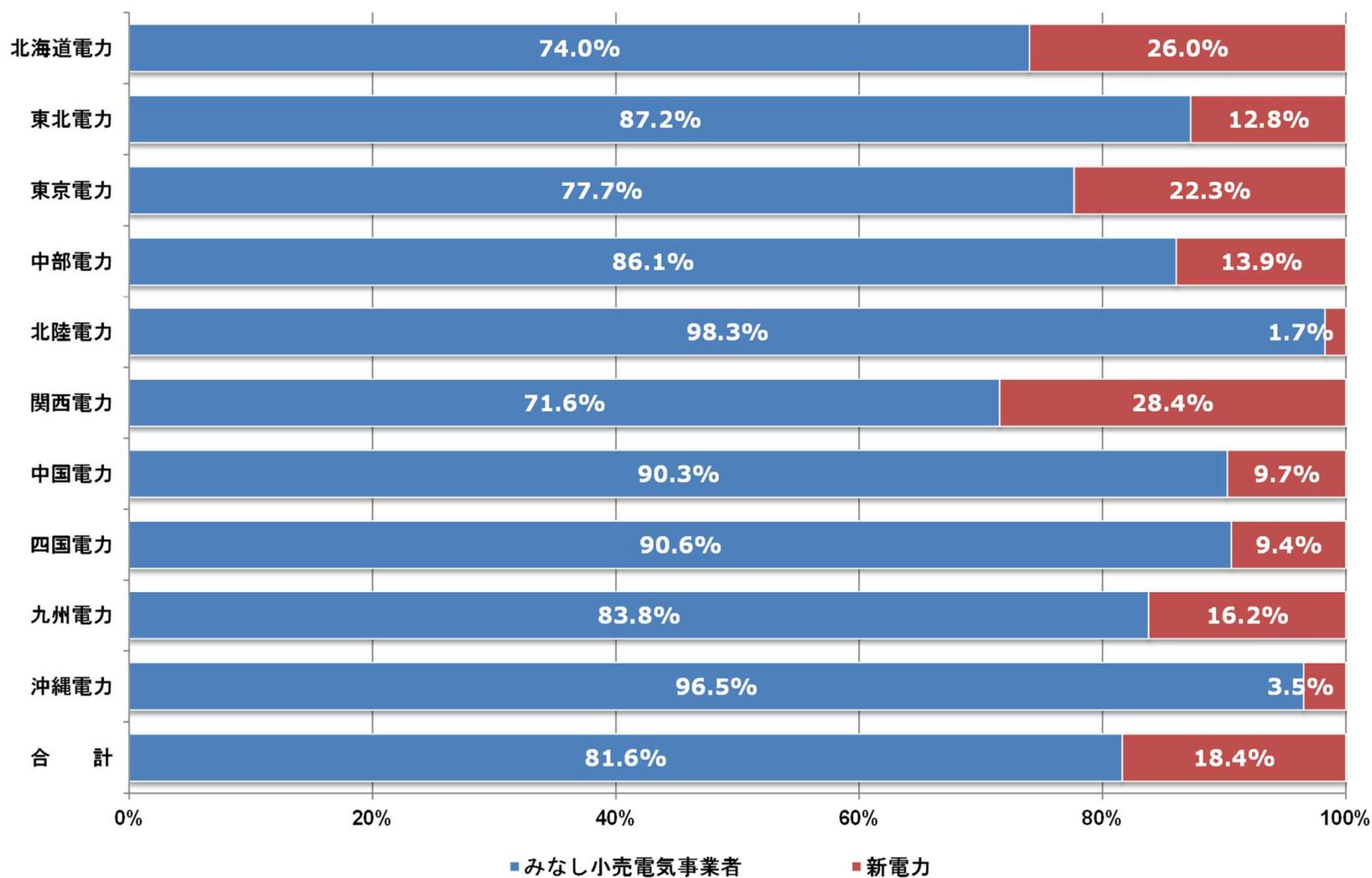
➡ 平成31年度以降を見据えて、沖縄電力供給区域を除く全国一律の裾切り基準の設定に向けた議論を開始してはどうか。

【参考6】高圧区分の小売電気事業者の参入状況【平成29年5月】

○ 北陸3県、四国4県への小売電気事業者の参入は少ない状況

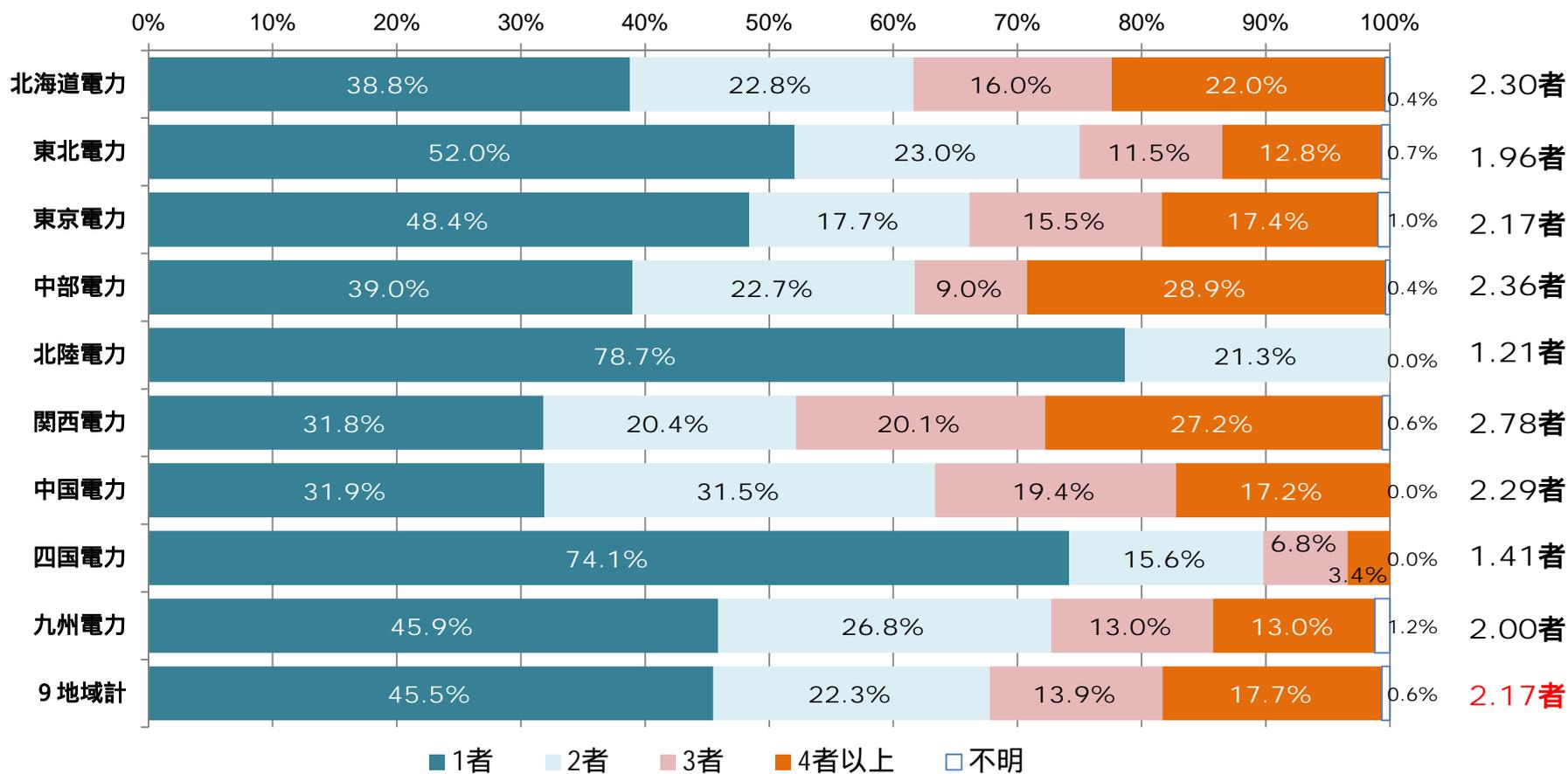


【参考7】供給区域別販売電力量（高压区分）【平成29年5月】



【参考8】供給区域別入札参加事業者数【すべての入札】

○ 沖縄電力を除く9地域全体の平均入札参加事業者数は**2.17者**



全国一律 / 地域ごとの裾切り基準の設定に関する考え方

「入札方法の検討に当たっての安定供給の確保」に係る記載

- 基本方針における入札方法の検討に当たっての「**安定供給の確保**」に係る記載について、昨年度の電力専門委員会において委員から御発言があったところ。

環境配慮契約法基本方針 2 . (1) 抜粋

- 裾切り方式による具体的な入札方法の検討に当たっては、当分の間、適切な地域ごとに検討するものとし、当該地域における電気の供給状況及び小売電気事業者の温室効果ガス等の排出の程度を示す係数を参考とするものとする。また、その際は**安定供給の確保のための取組との調和を確保する**とともに、公正な競争を確保するものとする。

平成28年度第3回電力専門委員会における委員発言抜粋

- 実際の実務の現場では、前回も議論があったと思うのですが、新電力と契約して、本当に電気が来るのかという、素朴というかナイーブな疑問が現場ではあるんですよね。安定供給の確保のための取組というのは意味が分からないのだけれども、これが入っていると、やはり新電力は危ないのではないかというような誤解を広げることになりかねないので、特段の意味がないのであれば、これは外した方がいいのではないかと思います。
- 安定供給と公正な競争というのは、俗に言うエネルギー政策の3つのEに対応するものだと私は考えていて、環境配慮契約法自体を読み込むとそういうことが出てくるのではないですか。当然、安定供給というかエネルギー安全保障と経済性と、それから環境があるわけですから、それを書いているだけの文章とだけ思って、私は全然引っかかりません。

「入札方法の検討に当たっての安定供給の確保」に係る記載

- 入札にかける側がどれだけ安定供給の確保のための取組と調和をするような入札というのが現実に行えるのか、あるいは要請に応えられるのかという意味でいくと、やはりそぐわないように思います。
- 安定供給という言葉が強硬に入れるように言ったのは電気事業連合会の方だと記憶しています。電気事業連合会の主張は、新電力だと届かないということを行ったのではなく、文字どおり、本当の意味での安定供給の話。排出係数をいくつ以下にしなければいけないと言われて、本当に電気が足りない状況になって、老朽火力を動かさなければいけないという状況になったときに、でもそれを行ったら排出係数が上がってしまうので困るとか、そういう状況になっては困るので、そういう問題とバッティングしないように考えてほしいということ。個々の小売事業者が倒産するかもしれないというたぐいのものではなかったと認識しています。そういう議論の過程が明らかで、それを誤認されないようにしてくださいと言った記憶があります。しかしこれを文章として見ると、やはり誤認されるということが、この段階で相当に明らかになってきた。それに対して、このルールが安定供給を損なうと考えるのはやはりリアリティがない。電気が逼迫している時に排出係数のことを気にしているお客は老朽火力や石炭火力を止めろというようなことは、わざわざこの文言を書かなくてもありえないですね。そもそもここで何を書かれても、安定供給を損ねるような運用が強いられるというのはリアリティがないと思うので、もうそろそろこの文言は削除すべきではないか。

「入札方法の検討に当たっての安定供給の確保」に係る記載

- 入札方法の検討に当たっての状況は以下のとおり
 - 当該部分の「安定供給の確保」に係る記載については、一般電気事業者の最終保障義務を指している旨説明してきた。
 - 電力小売全面自由化後は、小売電気事業者、送配電事業者、発電事業者等の各主体が新たな制度に従いそれぞれの責任を果たすことによって安定供給を確保する仕組みとなっている状況【参考9】
 - 小売電気事業者には供給力確保義務があり、入札に参加する小売電気事業者においても果たすべきである

➡ 入札方法の検討に当たっての安定供給の確保の記載については、電力小売全面自由化後の状況を踏まえ、考え方について再検討してはどうか
具体的には、基本方針、解説資料における該当部分の記載について見直しを検討してはどうか

問27．小売の全面自由化後も電気の安定供給は確保できますか。

答．小売全面自由化が実現した後は「一般電気事業者」等、これまでの事業者の概念が見直され、ライセンスを受けた小売電気事業者、送配電事業者、発電事業者等の各主体（問64参照）が新たな制度に従いそれぞれの責任を果たすことによって安定供給を確保する仕組みへと移行します。具体的には、小売電気事業者に対して供給力確保義務を課すとともに、送配電事業者に対し周波数維持義務（電力系統全体での需給バランスを維持する義務）や最終保障サービスの提供義務等を課し、加えて、仮に将来的に日本全体で供給力不足が見込まれる場合には、広域的運営推進機関が電源確保を行うなど、各種の制度を設けています。

4. 非化石価値取引市場の創設等を踏 まえた再生可能エネルギーの評価 に関する考え方

非化石価値取引市場の創設等を踏まえた再生可能エネルギーの評価に関する考え方

非化石価値取引市場から調達したFIT電気の評価

- 非化石価値取引市場については、
 - 本年度から創設され、非化石価値（非化石比率の算定時に非化石価値として計上可能）の取引が開始される
 - 市場開設当初（平成29年度）はFIT電気に相当する非化石証書のみについて先行して取引が開始予定
 - 非FIT非化石電気に相当する非化石証書の取引については平成31年度を目途に開始予定

現行の裾切り方式においてFIT電気は、負担に応じて全需要家に環境価値が帰属するとの扱いから、「再生可能エネルギーの導入状況」として評価を行っていないが、以下の観点から検討が必要と考えられる

- 非化石価値は、全需要家のFIT電気による負担を減らすことを目的として、FITの環境価値も含めて取引される観点
- 今後創設される非化石価値取引市場の活性化を図る観点
- 再生可能エネルギー電気等の調達を促進し、低炭素な電気を供給する小売電気事業者の選択肢を拡大する等の観点

非化石価値取引市場から調達したFIT電気に相当する非化石証書について、「再生可能エネルギーの導入状況」として評価することで検討を進めてはどうか

5. グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度によるCO₂削減相当量の調整後排出係数への反映に係る考え方

グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度によるCO₂削減相当量の調整後排出係数への反映に関する考え方

調整後排出係数への反映及び再生可能エネルギーとしての評価

- 昨年度の専門委員会において、グリーン電力・熱證書の調整後排出係数への反映の取扱いについては、「温対法に基づく事業者別排出係数の算出方法等に係る検討会」の議論を踏まえる必要があることから、継続検討とされたところ
- ▼
- 上記の検討会においてグリーンエネルギー事業者の「所内消費」分の電力及び熱について電気事業者の排出係数の算定に活用可能とされた



グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により認証されたグリーンエネルギー事業者の「所内消費」分の電力及び熱について電気事業者の排出係数の算定に活用可能とされたことから、再生可能エネルギー導入の促進のために、「再生可能エネルギーの導入状況」として評価してはどうか

「再生可能エネルギーの導入状況」の取扱について

グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により認証されたグリーンエネルギーについては、「再生可能エネルギーの導入状況」として評価する

再生可能エネルギーの導入状況（％）

$$= \frac{\text{前年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）【 + + 】 kWh}}{\text{前年度の供給電力量（需要端） kWh}} \times 100$$

前年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端（kWh））

前年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端（kWh））（ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く）

グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により認証されたグリーンエネルギーを換算した電力量（kWh）

また、再生可能エネルギーの導入を促進するインセンティブとするため、「再生可能エネルギーの導入状況」の重み付け（配点）を高めることを想定

CO₂排出係数：70点程度、未利用エネルギーの活用状況：10点程度、再生可能エネルギーの導入状況：20点程度

6. メニュー別排出係数の取扱に関する考え方

メニュー別排出係数の取扱に関する考え方

平成30年度の対応

- 平成28年度のメニュー別排出係数（平成29年7月14日公表）は、
 - 残差により作成した排出係数が公表されておらず、現段階においては、FIT調整を含めたメニュー別排出係数が十分把握されていないこと
 - メニュー別排出係数の告示を希望した事業者は2者であり、平成30年度における環境配慮契約（裾切り基準の設定）に与える影響は小さいものと想定されること



平成30年度においては、裾切り方式の評価にメニュー別排出係数は使用しないことが適切ではないか



平成30年度の裾切りのCO₂排出係数は事業者全体の排出係数で評価するが、取扱について引き続き検討する

- 今後の検討項目
 - 複数のメニュー別排出係数を有する事業者の各メニュー別排出係数と残差により作成した排出係数の実態を踏まえた評価に関する検討
 - 事業者全体の排出係数とメニュー別排出係数の評価の考え方の検討